



- ・相続人は誰？
- ・登記ってどうやるの？
- ・財産管理人の選任はどうすればいいの？

千葉司法書士会相談員による無料相談

こんな時は「千葉司法書士会相談員による無料相談」をご利用ください。

市と千葉司法書士会（以下「司法書士会」という。）は空家等の対策に関する相談業務について協定を結びました。

内容

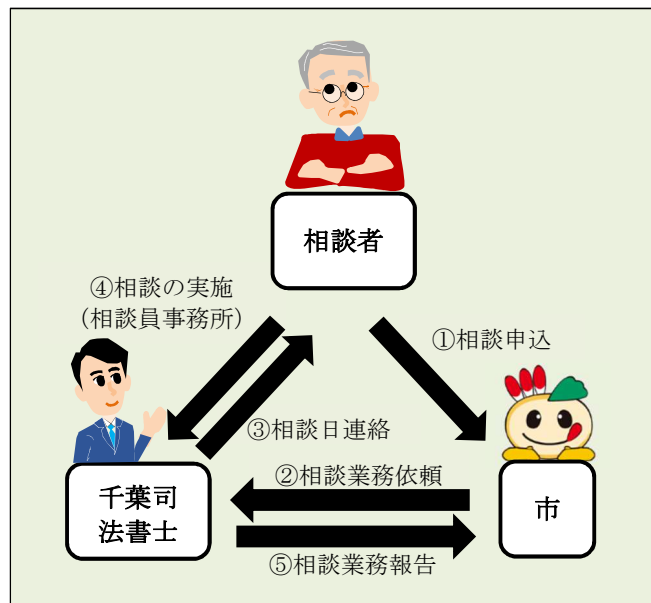
- 空家に関する法律や相続、登記に関する相談
- 空家の利活用、跡地利用等に関する各種契約内容の相談
- 相談回数は原則1物件に対し1回（30分が目安）です
2回目以降はお問い合わせください

対象者

市内に空家を所有している方及び
その親族

相談の流れ

- ①相談者が市役所の担当課で相談の申し込みを行う。
- ②市役所から司法書士会に相談業務を依頼する。
- ③司法書士会相談員から相談申込者に相談日を連絡する。
- ④相談業務を実施する。
- ⑤司法書士会相談員が相談内容を市に報告する。



申し込みについて

相談を希望する方は、「空家等に関する相談業務について」をお読みの上、「空家等に関する相談申込兼情報提供同意書」に必要事項を記入し、建築住宅課住宅係へ提出して下さい。

お問い合わせ
(お申込み先)



鎌ヶ谷市役所
電話

都市建設部 建築住宅課 住宅係
047-445-1472 (直通)
047-445-1141 (内線498)